

山梨県公報

第千三百二十七号

平成十四年

十月十日

木曜日

目次

告示

土地改良区定款変更の認可……………五三九

道路の供用開始(三件)……………五三九

土地改良事業計画の適当決定……………五四〇

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五四〇

換地処分の届出……………五四〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五四〇

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五四一

遊技機の型式の検定……………五五四

告示

山梨県告示第四百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十四年十月一日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十四年十月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年十月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	中道塩山線			七一・〇	平成十四年十月十五日
		東山梨郡勝沼町大字上岩崎字埃溜四一八番の六地先から 東山梨郡勝沼町大字上岩崎字埃溜四三五番の一地先まで			

山梨県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年十月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	都留道志線			一一〇・四	平成十四年十月十日
		都留市上谷字金山二二九八番の六地先から 都留市上谷字金山一三三八番の二地先まで			

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	都留道志線			七六・五	平成十四年十月十日
		都留市大野字上川原二九五三番の一地先から 都留市大野字上川原二九五二番の一地先まで			

山梨県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、勝沼町長から協議のあった土地改良事業（菱山田草川地区区画整理事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年十月十一日から平成十四年十一月十一日まで
- 三 縦覧場所
勝沼町役場
- 四 異議申出期間
平成十四年十一月十二日から平成十四年十一月二十六日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年九月二十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨県青年海外協力隊を育てる会
 - 2 代表者の氏名 梅澤重雄
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内二丁目三番二号
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、山梨県民に対して、国際協力に人的貢献をしている青年海外協力隊の活動を通じて、国際協力及び交流の推進に関する事業を行い、県民の国際理解の

促進に寄与することを目的とする。

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、中野字大ノ久保土地改良事業共同施行代表申請者小野幸男から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 地区名
櫛形町中野字大ノ久保地区
- 二 換地処分をした年月日
平成十四年九月十三日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
八人

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十四年十月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
北巨摩郡白州町下教来石字北原二〇七の一の二、二〇七の四、二〇七の五、二〇七の六、二〇七の七の一部、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三の一、二二四、二二五、二二六の一、二二六の二、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一の一、二三一の二並びに字登り道一八四の一の一部並びに字宮ノ後一九の一〇の一、部、三三二の二の一部、三三三の一の一部、三三三の三、三四の一、三四の二、三四の三、三四の四、三四の六、三四の七、三五の二の一部、三五の三の一部、三五の四及び三六の二の一部
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び白州町役場に備え置いて縦覧に供する。
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本県熊本市小山町千八百四十六番地 熊本県果実農業協同組合連合会 代表理事
 会長 浦田勝

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十七号

信号機を設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
 平成十四年十月十日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

別表第三中

一九七	町道	中巨摩郡竜王町西八幡二、三、七、七番地先（甲府商工信用金庫駐車場）から中巨摩郡竜王町西八幡二、三、七、七番地先（松重方）まで（八〇メートル）	（車） （自） （農） （用） （除） （車）	日曜・休日を除く 七時から九時	南府 甲	平成十四年一月一日 告示第五十七号
一九七	町道	中巨摩郡竜王町西八幡二、三、七、七番地先（甲府商工信用金庫駐車場）から中巨摩郡竜王町西八幡二、三、七、七番地先（松重方）まで（八〇メートル）	（車） （自） （農） （用） （除） （車）	日曜・休日を除く 七時から九時	南府 甲	平成十四年一月一日 告示第五十七号

二八八	市道	山梨市上神内川六〇番地先（増田屋川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号
二八九	市道	山梨市上神内川一〇番地先（雨宮川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号

二八八	市道	山梨市上神内川六〇番地先（増田屋川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号
二八九	市道	山梨市上神内川一〇番地先（雨宮川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号

二八八	市道	山梨市上神内川六〇番地先（増田屋川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号
二八九	市道	山梨市上神内川一〇番地先（雨宮川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号

二八八	市道	山梨市上神内川六〇番地先（増田屋川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号
二八九	市道	山梨市上神内川一〇番地先（雨宮川）	（メートル）	大型自動車、大型自走車、大型特殊自動車、大型特殊バスを除く	七時から七時 まで〇時	下部	平成十四年一月一日 告示第五十七号

六二九	町道	で西先竜差小七中 T(竜王)点学五巨 字(町)か一校番摩 路王玉からブ地都 交西川中ル(竜王 差小五巨西竜町 点学七巨西玉玉 ま校番摩郡交西川	くを自作車(車 動業・自 除車用農転両	で〇九分時除休日 分時三なく日曜 ま三ら〇七を・	府南 甲	四告平 四示四・一 号一・九
六二八	町道	メ差小七中 イト点学五巨 ル)まで(ル南側交 (三三三 五	除動業・自 車用農転両 を自作車	で七か一で〇九分時除休日 時ら五及分時三なく日曜 ま一時びま三ら〇七を・	府南 甲	一告平 〇日四・一 一四一 五号七〇月
六二八	町道	(西小川藤四 交差)点学五巨 (三二〇メイトル)	くを自作車(車 動業・自 除車用農転両	で八か一で〇九分時除休日 時ら六分時三なく日曜 ま一時ま三ら〇七を・	府南 甲	四告平 四示四・一 号一・九
六二〇	市道	で美於ジ塩 (容普八の山 (四室八九二先 〇ア八三番(毛 メトリ番地三糸 イトエ)先上フ ル)ま(上二	を軽車 除車西 く両	時ら七 ま一時 で九か	塩 山	一告平 〇日四・一 一四一 五号七〇月

六三〇	町道	六路王玉かとの南一幡中 交西川から西先三巨 差小五巨中丁県(竜王二摩 メイトル)まで(ル南側交 (三三三 五	くを自作車(車 動業・自 除車用農転両	で七か一で〇九分時除休日 時ら五及分時三なく日曜 ま一時びま三ら〇七を・	府南 甲	一告平 〇日四・一 一四一 五号七〇月
六三〇	町道	(で東先竜差小七中 一四〇メイトル) Y(竜王)点学五巨 路王玉から西先(ル南側交 (三三三 五	くを自作車(車 動業・自 除車用農転両	で八か一で〇九分時除休日 時ら六分時三なく日曜 ま一時ま三ら〇七を・	府南 甲	四告平 四示四・一 号一・九
六二九	町道	で西先竜差小七中 (丁(竜王)点学五巨 九字(町)か一校番摩 五路王玉からブ地都 メ交西川中ル(竜王 イト差小五巨西竜町 ル)ま南側交西川	くを自作車(車 動業・自 除車用農転両	で七か一で〇九分時除休日 時ら五及分時三なく日曜 ま一時びま三ら〇七を・	府南 甲	一告平 〇日四・一 一四一 五号七〇月
(一三〇メートル)				で八か一 時ら六 ま一時		

六七七	六七七	六三一	六三一
○農道三 線	○農道三 線	町道	町道
一東八代郡石和町井戸 二九番地先(才ギ)	メ北り八七ノ一東 ー側美七代農二八 ー(容番郡園九番 ト)室地先和側)番 ル)まで(北東町)東 三)三(東ひ東)油 五)五(交差まわ川 〇)〇(点わ川東)	一巨中 二摩都 三先(竜王町玉川 四南東Y(竜王西 五番地先(竜王西 六校南東Y(竜王西 七番地先(竜王西 八校南東Y(竜王西 九番地先(竜王西 〇校南東Y(竜王西 一前(竜王西小五番 二交(竜王西小五番 三〇(竜王西小五番 メー(竜王西小五番 ー(竜王西小五番 ト)まで(正地)	一巨中 二摩都 三先(竜王町玉川 四南東Y(竜王西 五番地先(竜王西 六校南東Y(竜王西 七番地先(竜王西 八校南東Y(竜王西 九番地先(竜王西 〇校南東Y(竜王西 一前(竜王西小五番 二交(竜王西小五番 三〇(竜王西小五番 メー(竜王西小五番 ー(竜王西小五番 ト)まで(正地)
大型自 動車	大型自 動車、 特殊自 動車	除業・自 動車用農 業・自 動車用農 業	除業・自 動車用農 業・自 動車用農 業
七時 から九 時	七時 から九 時	日曜・ 休日 を除く 七時 から 九時 まで	日曜・ 休日 を除く 七時 から 九時 まで
石和	石和	府南 甲	府南 甲
平成一 四年九 月一 九日	平成一 四年九 月一 九日 告示第 五二号	平成一 四年一 〇月 一〇日 告示第 五七号	平成一 四年一 〇月 一〇日 告示第 五七号

一八八	二二六	二二六	六七八
線沢野県 線荻小道 崎淵茅	線央町 道通 り中	り中町 線央 道通	市道
庄○葦 施○崎 設○市 策○穴 側)先 (水山 道八 減六	ト地一上久原北 ル)七野島二都 ま番原方○郡 で七町)から○上 先(野原番野 一(町都番町上 五〇所、留先上 メ有、空六郡野	(好、留久原北 一雄六郡島二都 五方一上文○郡 〇ま七野雄○上 メー番原方○野 ー(地町)から番原町上 ト)先(野原北先野 本一都野	メ北り八八ノ農 ー側美七代園西側 ト)容番郡石和側) ル)まで(北東町)か 三)三(交ひ東)油 五)五(点まわ川東 〇)〇(点わ川東)
東進 車両	を軽原車 除車付両 く両	く両(車 を軽 除車両	車殊大動大 自型車、自 動特
ま三ら〇七除休日 で〇八分時く日曜 分時が三を・	へ南車 終か両 日ら進 北行	終へ南車 日か両 北行	終日
葦崎	原上野	原上野	甲府
告示第 四号	告示〇 第月一 五四一 七〇日 号	告示五 第二 四六 号	平成一 四年一 〇月 一〇日 告示第 五七号

一八八	県道 野小茅 沢葦崎 線	葦崎町六山町八、六 〇番地先（水道減 圧施設東側）	東進す る車 両	日曜・ 休日 を除く 七時三 〇分 から八 時五分 まで	葦崎	平成一四年一月 三十一日 告示第四号
一八九	町道	北都留郡上野原町上 野原三、一六三番地 の先（町立病院駐 車場北側）	南進す る車 両	終日	上野原	平成一四年一〇 月一日 告示第五七号

に改める。
別表第六中

四三五	市道	甲府市下飯田三丁目 三番一六号先（吉里 方南側）	北東進 する車 両	終日	甲府	平成一四年七月 八日 告示第三四号
-----	----	--------------------------------	-----------------	----	----	-------------------------

四三五	市道	甲府市下飯田三丁目 三番一六号先（吉里 方南側）	北東進 する車 両	終日	甲府	平成一四年七月 八日 告示第三四号
四三六	町道	北都留郡上野原町上 野原三、一六三番地 の先（町立病院駐 車場西側）	北進す る車 両	終日	上野原	平成一四年一〇 月一日 告示第五七号

に改める。
別表第八中

二四	市道 中央通 り線	富士吉田市松山一七九 番地先（農園北側分 点）	市道中 を通り 東進す る車 両	終日	富士 吉田	平六・一二・一 告示 第五三 号
----	-----------------	-------------------------------	------------------------------	----	----------	---------------------------

を
二四
削除
富士
平成一四年一〇月

六八	町道 妙泉寺 踏切	南巨摩郡身延 町大島	大型自 動車、 大型自 動車、 特殊自 動車、 バス、 除く。	南部	平成九 年六月 二六 日 告示 第三四 号
----	-----------------	---------------	--	----	---

に改める。
別表第九中

六八	町道 妙泉寺 踏切	南巨摩郡身延 町大島	大型自 動車、 大型自 動車、 特殊自 動車、 バス、 除く。	南部	平成九 年六月 二六 日 告示 第三四 号
六九	第三権 次踏切	中巨摩郡田 原八番地先	大型自 動車、 大型自 動車、 特殊自 動車、 除く。	南 甲府	平成一 四年一 〇月 一日 告示 第五七 号
七〇	宮の下 踏切	南巨摩郡身 延町大島一、二 番地先	大型自 動車、 大型自 動車、 特殊自 動車、 バス、 除く。	南 部	平成一 四年一 〇月 一日 告示 第五七 号

に
一三
町三
篠道
北巨摩郡小
淵上笹尾三
三・〇
六・〇
ス、大
型大
長坂
〇五二・一〇・二

吉田
一〇日
告示第五七号

三〇	市道 下鷹の切	都留市下谷徳 重一、一八六 番地、三〇八 M(七、八、八、 七、八、八、〇)	一・五	八・〇	自動車	都留	五二・一〇・二 三五号
二八	削除					都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
二八	私道	都留市下谷新 井一、二八二 番地、四、五二 M(七、七、五、 七、七、五、二)	一・二	六・〇	車(二輪除く)	都留	五二・一〇・二 三五号
一五	第二間踏切	北巨摩郡長坂 町小荒間八三 五番地の七先	二・一	九・三	自動車(特除く)	長坂	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
一四	赤風踏切	北巨摩郡大泉 村西井出九井 富七、一、九 番地の九先	二・二	八・〇	大型自動車、大型特殊自動車	長坂	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
一三	町第三踏切	北巨摩郡小淵 沢町上笹尾三 の三三三番地 の二〇二先	三・〇	六・〇	大型バス、大型貨物車	長坂	昭和五二年一〇 月二〇日 告示第三五号
	原踏切	の三三三番地			等型貨物		三五号

三四〇	県道 万敷小	山梨市上内川一 山梨市新井一 佐藤一(力)から 山梨市(フール 〇番地先)の交 点までの両側)	一、〇〇〇	三〇	車(二輪除く)	都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
四、九二五	町道	南都留郡西桂町倉見二五二番地 先(小川久一方北側)	一	三〇	自動車(特除く)	都留	平成十四年九 月九日 告示第五二号
四、九二六	町道	中巨摩郡竜王町玉川七五番地先 (竜王西小学校体育館北側)	一	三〇	自動車(特除く)	都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
四、九二七	国道五号	南巨摩郡富沢町楮根二、九八四 番地先(稲葉貞子方西側)	一	三〇	自動車(特除く)	都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
四、九二八	県道富	南巨摩郡身延町大島四、六〇五 番地先(下大島多目的集会所東側)	一	三〇	自動車(特除く)	都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
四、九二九	県道栗	東八代郡御坂町成田一、一二八 番地先(山梨県総合教育センター I入口)	一	三〇	自動車(特除く)	都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号
三〇	市道 下鷹の切	都留市下谷徳 重一、一八六 番地、三〇八 M(七、八、八、 七、八、八、〇)	一・五	八・〇	自動車(特除く)	都留	平成十四年一〇 月一日 告示第五七号

に改める。
別表第十四中

に改める。
別表第十中

を	に	を	に	を
九五九	九五八	四二九	四二九	三四〇
号四国 線一 道	号四国 線一 道	保原ヶ県 線下岳道 久高八	久高八県 保原ヶ 線下岳道	削除
(合市橋六塩西八塩田六塩 ま八一西八山山番山 で一三ノ〇〇市市番市上 薩三ノ瀨高か地萩 摩一瀨高か地萩 茂番高か地萩 地地地地地地 方先字塩(祝二か小 前落山祝橋六ら小	(合市橋六塩西八塩田六塩 ま八一西八山山番市上 で一三ノ〇〇市市番市上 薩三ノ瀨高か地萩 摩一瀨高か地萩 茂番高か地萩 地地地地地地 方先字塩(祝二か小 前落山祝橋六ら小	(〇町ら、大北 長、大北〇字巨 野〇字巨六摩 境六摩一字郡 一六郡番大平 番大小地地平 ま地平先一沢 で先一沢か〇町	(〇町ら、大北 長、大北〇字巨 野〇字巨六摩 境六摩一字郡 一六郡番大平 番大小地地平 ま地平先一沢 で先一沢か〇町	(〇町ら、大北 長、大北〇字巨 野〇字巨六摩 境六摩一字郡 一六郡番大平 番大小地地平 ま地平先一沢 で先一沢か〇町
〇一四、 二一〇	三、 五〇〇	七四〇	七四〇	七四〇
中高 速速 車車	速高車 車中両	(を け原車 除く ん付両 を引・)	中高 速速 車車	中高 速速 車車
四〇	四〇	五〇	四十	四十
塩山	塩山	長坂	長坂	部下
七・平 号五四・三	二・五 号一九・一	七告一年平 号示〇一成 第日〇一月 五五 月四	三一五 八〇・一 号一〇一	七告一年平 号示〇一成 第日〇一月 五五 月四

に	を	に	に	を
六一、 五五	九八四	九八四	九五九	九五八
線岳玉県 公八道 園ヶ須	農道	農道	一国道 一 号四	一国道 一 号四
西四町かへ町北巨 詰番若五田八摩 交地神北町三郡 差先子巨三交高 点(西〇須)差番根 ま川〇須)か先 で橋九玉)先	両場県一塩三伏東 側交道〇山枝二梨山 差下番市治一郡 点萩地藤寿一郡 (原の木の方番牧 ま三一一)地丘 で日先、か先 の市〇ら、室	市(〇らへ伏東 場県一塩三二梨山 交道〇山枝一梨山 差下番市治一郡 点萩地藤寿一郡 (原の木の方地丘 ま三一一)先 で日先、か先	地方原の原へ先字塩 点四第八四か落山 (五一二七塩摩八 ま〇ト三七塩摩八 でメン先八山春〇ノ のーネへ三子市六瀨 両トル上番上方番高 側ル北萩地萩前地橋	両雲七塩田六塩山 側橋八山原番市上 詰西三市橋地萩 (地萩)地萩 ま先原(先 で(四)か小 の遊、ら小
六、 五〇〇	一、 〇〇〇	一、 〇〇〇	九、 六〇〇	四、 五〇〇
(除 け原車 く、 ん付両 を引・)	(除 け原車 く、 ん付両 を引・)	(除 け原車 く、 ん付両 を引・)	(除 け原車 く、 ん付両 を引・)	(除 け原車 く、 ん付両 を引・)
四〇	四〇	三〇	四〇	四〇
長坂	塩部日 山下	塩部日 山下	塩山	塩山
九告二年平 号示日九成一 第四 月一四	七告一年平 号示〇一成 第日〇一月 五五 月四	四・五 三一九 号〇・九	七告一年平 号示〇一成 第日〇一月 五五 月四	七告一年平 号示〇一成 第日〇一月 五五 月四

一、五三五	町道	東山梨郡春日居町国府四三六番地三五先(畑)南側	日下部	五〇・六・二八 二三号	四三八	四三七	四三六	四三六	
					敷力県 線小道屋万	線合県 成道葉	鰺川県四 沢大道〇道 線門市号一	鰺川県四 沢大道〇道 線門市号一	
		屋一ら公山山 番地梨園園梨 の市上入地 四の四上先(フ 先神差ル、 側(内川一 増川一〇 田五かツ〇			の駒東橋六八 両七七八〇代 側若宮七代 側交〇郡交 差番御差地 点坂点先 ののの町 ま一上か で先黒ら	の富八東の 両三代話一 側町六郡交 の三〇差先 境番珠(富 界地町)土 (先上川 ま(野ら で田二西	の富八東の 両三代話一 側町六郡交 の三〇差先 境番珠(富 界地町)土 (先上川 ま(野ら で田二西	の富八東の 両三代話一 側町六郡交 の三〇差先 境番珠(富 界地町)土 (先上川 ま(野ら で田二西	
					一、 〇〇〇	六、 五〇〇	四、 五〇〇	四、 五〇〇	
					車両	車両	車両	車両	
					終日	終日	終日	終日	
					部日下	石和	市川	市川	
					七告一平 号示〇一 第日〇一 五第月四	七告一平 号示〇一 第日〇一 五第月四	九告二平 号示日九 第四一四	九告二平 号示日九 第四一四	七告一平 号示〇一 第日〇一 五第月四

三、九三〇	三、九二九	三、四三八	三、四二六	三、四二六	一、五三六	一、五三五	一、五三六
双葉町	道双葉町	削除	町道	削除	町道	削除	町道
北巨摩郡双葉町大字宇津谷字三	北巨摩郡双葉町大字宇津谷字三 島九、〇九三番地の一道路公団 所有地東側		東八代郡中道町中畑八五四番地 (小林義次方所有畑広域農道交 差点)	東八代郡中道町心経寺四七〇番 地(小林友次方所有畑広域農道 交差点)	東山梨郡春日居町国府四三六番 地の七二先(モーターこよい) 北側		
葎崎	葎崎	南甲府	南甲府	南甲府	日下部	日下部	日下部
五五・二・二三	五五・二・二三 六号	平成一四年一〇 月一〇日 告示第五七号	五四・一・二五 三号	平成一四年一〇 月一〇日 告示第五七号	平成一四年一〇 月一〇日 告示第五七号	平成一四年一〇 月一〇日 告示第五七号	五〇・六・二八 二三号

三、九三一	道	島九〇八一番地の一道路公団 所有地北側	道	六号
三、九三〇	道	北巨摩郡双葉町大字宇津谷字三 島九〇八五番地の一道路公団 所有地北側	道	五五・二・二三 六号

三、九二九	削除		三、九三一	削除	
三、九三〇	削除		三、九三〇	削除	
三、九三一	削除		三、九三一	削除	

四、一四四	市道	甲府市富士見一丁目一番一号先 山梨県立中央病院東側（北進す る車両）	市道	五五・八・一一 三五号
四、一四五	市道	甲府市富士見一丁目三番三四号 先（榎村甲府出張所西側）（南進 する車両）	市道	五五・八・一一 三五号

四、一四四	削除		四、一四四	削除	
四、一四五	削除		四、一四五	削除	

四、四九一	町道	南巨摩郡鵜沢町六四八番地先 （矢沢幸雄方北東三〇メートル 、合同庁舎方面から、旭橋方面 に進行する車両）	町道	五六・二・七 五号
-------	----	---	----	--------------

四、四九一	削除		四、四九一	削除	
-------	----	--	-------	----	--

四、五四五	町道	東八代郡中道町右左口八八四番 地先（山本武蔵方畑南側）	町道	五六・三・一八 一七号
四、五四六	町道	東八代郡中道町右左口八八三番 地先（米山広正方畑北側）	町道	五六・三・一八 一七号

四、五四五	削除		四、五四五	削除	
四、五四六	削除		四、五四六	削除	

五、〇九八	村道	東八代郡豊富村関原字浜井場一 方四九番地の一先（河住たつよ 所有桑畑東側）	村道	五六・二・一五 七号
-------	----	---	----	---------------

五、〇九八	削除		五、〇九八	削除	
-------	----	--	-------	----	--

五、一〇八	村道	東八代郡豊富村木原字牛木原一 〇四八番地の三先（山土井熊雄	村道	五七・二・一五 七号
-------	----	----------------------------------	----	---------------

方所有桑畑西側)

五、一〇八	町道	南巨摩郡南部町南部三九〇一番地の一先	南甲府	平成十四年一月一日 告示第五七号
-------	----	--------------------	-----	---------------------

五、七四九	町道	南巨摩郡南部町南部三九〇一番地の一先	南部	五八・三・一七 一五号
-------	----	--------------------	----	----------------

五、七四九	町道	南巨摩郡南部町南部三、八八九番地先(笠井琴枝方東側・西進車両)	南部	平成十四年一月一日 告示第五七号
-------	----	---------------------------------	----	---------------------

五、七五〇	町道	南巨摩郡南部町南部三九七二番地の一先(東進する車両)	南部	五八・三・一七 一五号
-------	----	----------------------------	----	----------------

五、七五〇	町道	南巨摩郡南部町南部三、九八六番地先(山静商会南東交差点・南進車両)	南部	平成十四年一月一日 告示第五七号
-------	----	-----------------------------------	----	---------------------

五、七六〇	町道	南巨摩郡南部町南部三九七二番地の一先(西進する車両)	南部	五八・三・一七 一五号
-------	----	----------------------------	----	----------------

五、七六〇	町道	南巨摩郡南部町南部三、九八六番地先(山静商会南東交差点・西進車両)	南部	平成十四年一月一日 告示第五七号
-------	----	-----------------------------------	----	---------------------

五、七六四	市道	塩山市牛奥二四九番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号
五、七六五	市道	塩山市牛奥二二三九番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号

五、七六四	削除		塩山	平成十四年一月一日 告示第五七号
五、七六五	削除		塩山	平成十四年一月一日 告示第五七号

五、七六八	市道	塩山市牛奥二九三番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号
五、七六九	市道	塩山市牛奥二九一六番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号

五、七六八	削除		塩山	平成十四年一月一日 告示第五七号
五、七六九	削除		塩山	平成十四年一月一日 告示第五七号

五、七七二	市道	塩山市牛奥三三四一番地の一先(北進する車両)	塩山	五八・三・一七 一五号
五、七七三	市道	塩山市牛奥三三四一番地の一先(西進する車両)	塩山	五八・三・一七 一五号
五、七七四	市道	塩山市牛奥四三六七番地先	塩山	五八・三・一七 一五号
五、七七五	市道	塩山市牛奥四三九七番地の二〇	塩山	五八・三・一七

五、七八六	市道	塩山市下萩原二五〇七番地の二	塩山	五八・三・一七	先 一五号
五、七八二	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	
五、七八二	市道	先塩山市下萩原二三八一番地の一	塩山	五八・三・一七一五号	
五、七七八	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	
五、七七八	市道	塩山市牛奥四四三一番地の一先	塩山	五八・三・一七一五号	先 一五号
五、七七五	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	
五、七七四	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	
五、七七三	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	
五、七七二	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	先 一五号

六、一一一	削除		葦崎	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	先 一五号
六、一一一	村道	北巨摩郡明野村浅尾五二五九番地の六九〇先	葦崎	五九・三・二二一一号	
五、八三三	削除		南部	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	先 一五号
五、八三三	私道	南巨摩郡南部町中野二九四二番地の一先(白井工業(株)所有地西側)	南部	五八・四・一一二二号	
五、七九三	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	先 一五号
五、七九三	市道	塩山市中萩原二八八一番地先	塩山	五八・三・一七一五号	
五、七八六	削除		塩山	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号	先 一五号

六、一三〇	市道	韮崎市穂坂町三之蔵五、七七二番地先(大穴隧道南方約二七〇メートル)丁字路交差点東側・西進(車両)	韮崎	平一・六・三 告示 第二五号
-------	----	--	----	----------------------

六、一三〇	削除		韮崎	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号
-------	----	--	----	-------------------------------

六、二〇五	町道	南巨摩郡南部町南部三、九八六番地先(山静商会)北方交差点北側)	南部	平三・一・一七 第一号
六、二〇六	町道	南巨摩郡南部町南部三、九八六番地先(山静商会)北方交差点東側)	南部	平三・一・一七 第一号
六、二〇七	町道	南巨摩郡南部町南部三九八六番地先(山静商会北方交差点東側)	南部	五九・七・九 三四号

六、二〇五	町道	南巨摩郡南部町南部三、三五六番地先(山静商会北方交差点・南進車両)	南部	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号
六、二〇六	町道	南巨摩郡南部町南部四、〇五〇番地先(山静商会北方交差点・西進車両)	南部	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号
六、二〇七	町道	南巨摩郡南部町南部四、〇五〇番地先(山静商会北方交差点・北進車両)	南部	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号

七、九三七	町道	北都留郡上野原町上野原八八一番地先(宇山和弘)方南側)	上野原	平二・一・一一 一号
-------	----	-----------------------------	-----	---------------

七、九三七	町道	北都留郡上野原町上野原八八一番地先(シャトーリオン南側・西進車両)	上野原	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号
-------	----	-----------------------------------	-----	-------------------------------

九、八七七	町道上野原高上野原線	北都留郡上野原町上野原五九〇番地先(福田方東側・北進車両)	上野原	平二・一・一 三 告示 第一号
-------	------------	-------------------------------	-----	--------------------------

九、八七七	町道上野原高上野原線	北都留郡上野原町八ツ沢五九〇番地先(福田方東側・北進車両)	上野原	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号
-------	------------	-------------------------------	-----	-------------------------------

一〇、一八三	町道	東八代郡石和町松本一、〇六六番地先(旅館山水北東側・北進車両)	石和	平成一三年六月 七日 告示 第二三三号
一〇、一八四	町道	東八代郡石和町松本一、一〇二番地先(ホテル光城北側・西進車両)	石和	平成一三年六月 七日 告示 第二三三号

一〇、一八三	削除		石和	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号
一〇、一八四	削除		石和	平成一四年一〇 月一〇日 告示 第五七号

一〇、四九一	町道	南都留郡河口湖町船津七、五四七番地先(町民運動場南側・東進車両)	富士吉田	平成一四年九月 一九日 告示 第五二号
--------	----	----------------------------------	------	------------------------------

四四九	削除				部日下	平成一四年一月一日 告示第五号
四四九	国一四〇線	山梨市上内川	一、〇〇〇	車両	部日下	五一・九 三二七号

に改める。
別表第十七中

一〇、四九七	町道	東八代郡石和町松本一、〇六六番地の先(石和駅前郵便局南側・北進車両)	石和	平成一四年一月一日 告示第五号
一〇、四九六	町道	南巨摩郡鵜沢町鵜沢六五三番地の先(旭橋南詰より六〇メートル富士橋側・北進車両)	鵜沢	平成一四年一月一日 告示第五号
一〇、四九五	町道	南巨摩郡南部町南部九、三四二番地の先(五二号線ドライブイン東側・北進車両)	南部	平成一四年一月一日 告示第五号
一〇、四九四	町道	南巨摩郡南部町南部三、八八九番地の先(笠井琴枝方南側・東進車両)	南部	平成一四年一月一日 告示第五号
一〇、四九三	町道	中巨摩郡竜王町玉川七五番地先(竜王西小学校南側Y字路交差点・南東進車両)	南甲府	平成一四年一月一日 告示第五号
一〇、四九二	市道	甲府市富士見一丁目二番五号先(長田ビル西側丁字路交差点・西進車両)	甲府	平成一四年一月一日 告示第五号
一〇、四九一	町道	南都留郡河口湖町船津七、五四七番地先(町民運動場南側・東進車両)	富士吉田	平成一四年九月一日 告示第五号

一、二九四	町道	南巨摩郡身延町	一一〇	車両	終日	南部	平成一四年九月一日 告示第五号
一、二九三	農道四	東八代郡石和町	五一〇	車両	終日	石和	平成一四年九月一日 告示第五号

一、二九三	農道四	東八代郡石和町	五一〇	車両	終日	石和	平成一四年九月一日 告示第五号
七〇一	国道四	塩山市上八幡	九、一〇〇	車両	終日	塩山	平成一四年一月一日 告示第五号

七〇一	国道四	塩山市上八幡	九、一〇〇	車両	終日	塩山	平成一四年一月一日 告示第五号
七〇一	国道一	塩山市上八幡	〇一八、四五	車両	終日	塩山	平成一四年一月一日 告示第八号

七〇一	国道一	塩山市上八幡	〇一八、四五	車両	終日	塩山	平成一四年一月一日 告示第八号
-----	-----	--------	--------	----	----	----	--------------------

Table with 3 columns and 6 rows containing information about amusement machines, including location (e.g., 山梨市上神内川), manufacturer (e.g., 株式会社ソフィア), and approval dates (e.g., 平成十四年四月).

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十月九日までとする。

平成十四年十月十日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

Table with 3 columns: 申請者氏名又は名称及び住所, 型式の概要 (遊技機の種類, 型式名, 製造者又は輸入業者名), 検定番号.

Table with 8 columns and 4 rows containing detailed specifications of amusement machines, including manufacturer names (e.g., 株式会社ソフィア), model names (e.g., ぱちんこ遊技機), and identification numbers.

丁目二番一八号

第一号イ(別表
第二)
動
第一種特別電
物

株式会社ニユーギン 代表取
締役 新井悠司
愛知県名古屋市中村区烏森町
三丁目五六番地

ばちんこ遊技
機規則第六条第
一
第一号イ(別表
第二)
動
第一種特別電
物

C R お 江
戸 で こ じ
や る L A

株式会社
ニユーギ
ン

二〇〇五六四

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番